

# 令和6年10月（12月支給分）から 児童手当の制度が変わります！

## ◎ ここが変わります

- 1 **高校生**まで支給します
- 2 所得制限を**撤廃**します
- 3 3人目以降の支給額が**増額**します
- 4 支給月が**年6回**になります

## ◎ 制度の比較

	改正前（現行）	改正後
支給期間	15歳の年度末まで （中学校卒業月）	18歳の年度末まで （高校卒業月）
所得制限	所得制限限度額を超過で ▶ 特例給付（月額5,000円） 所得上限限度額を超過で ▶ 受給資格喪失	所得制限なし
支給月額 （1人あたり）	0歳～2歳 15,000円 3歳～小学生 10,000円 ▶ 3人目以降は <b>15,000円</b> （ <b>高校生</b> からカウント） 中学生 10,000円	0歳～2歳 15,000円 3歳～ <b>高校生</b> 10,000円 ▶ 3人目以降は <b>30,000円</b> （ <b>大学生</b> からカウント）
支給月	年 <b>3回</b> （6・10・2月）	年 <b>6回</b> （4・6・8・10・12・2月）